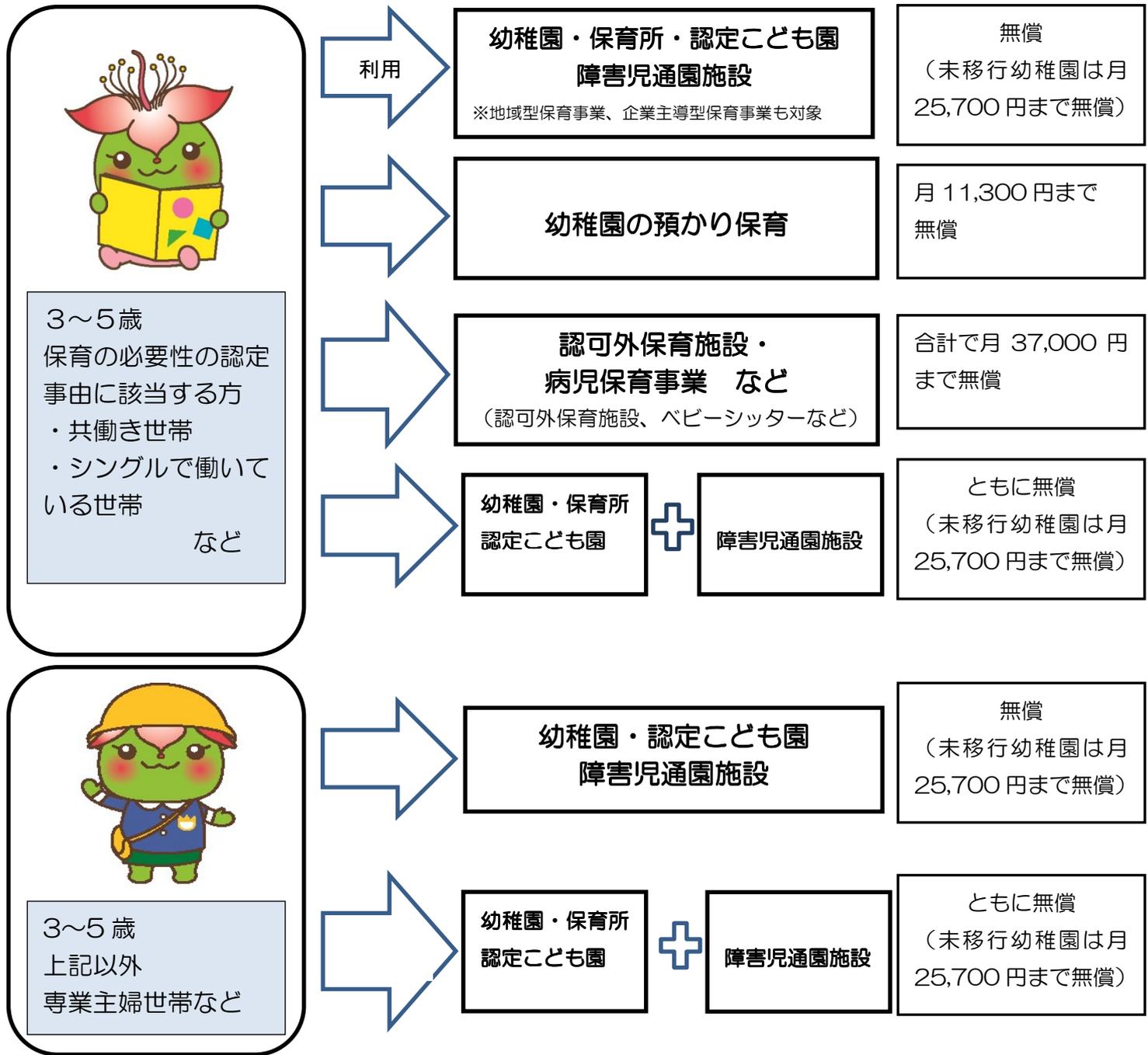


10月より幼児教育無償化が始まります

幼稚園・保育所等を利用する3歳～5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 ※給食費等は無償化の対象外となり、別途実費徴収となります。



0歳～2歳児の子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。
 (この場合、認可外保育施設等は月42,000円まで無償となります)

認可外保育園等の無償化のための認定手続き等詳細については、広報9月号にてお知らせいたします。

幼児教育無償化について、詳しくは、町ポータルサイト「ゆいわらび」をご覧ください。